

議案第16号

守口市社会福祉法人地域協議会条例案

守口市社会福祉法人地域協議会条例を、次のように制定する。

平成29年2月21日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市社会福祉法人地域協議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、守口市社会福祉法人地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第55条の2第6項に規定する地域公益事業を行う社会福祉充実計画を作成する社会福祉法人に対し、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療福祉サービス事業を行う者の代表者
- (3) 民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員
- (4) 公益的団体の代表者
- (5) ボランティア団体の代表者
- (6) 守口市社会福祉協議会の代表者
- (7) 市の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。
(庶務)

第6条 協議会の庶務は、社会福祉法人主管課において処理する。
(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。